

INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH

DAITO BUNKA UNIVERSITY



小野組破綻直前・直後の第一国立銀行検査

白坂 亨

Research Paper 2012-W62
2012-11-13

1-9-1 Takashimadaira, Itabashi-ku, Tokyo Japan 175-8571

phone: (+)81 3 5399 7328

fax: (+)81 3 5399 7402

e-mail: ibr@ic.daito.ac.jp

The papers can be found at our website:

<http://www.daito.ac.jp/gakubu/keiei/Institute/index.htm>

小野組破綻直前・直後の第一国立銀行検査*

白坂 亨(大東文化大学経営学部)

1 問題の所在

本稿の目的は、小野組が破綻直前・直後における第一国立銀行に対する監督官庁の検査の実態を明らかにし、わが国における金融検査の形成過程の一断面を明らかにすることにある。

従来、わが国における金融検査は、1875(明治8)年3月の第一国立銀行へのシャンド検査をその嚆矢として認識されてきた。

しかし、筆者は疑問をもつた。

1872(明治5)年11月(旧暦)に国立銀行条例が制定され、翌1873(明治6)年8月に第一国立銀行が開業しているのであるが、前述の通り、シャンド検査は1875(明治8)年3月である。その間1年半も検査が一度もなされなかったということになるからである。

その疑問を解決すべく検討を加えたところ(白坂 亨[2012])、金融機関を所管する政府機関による検査規定は1870(明治3)年の横浜通商司處務制限をはじめとして存在しており、国立銀行に対しても、開業前の検査や開業後の検査事例が存在し、とりわけ第一国立銀行に対する1873(明治6)年11月の小林検査は、銀行外部に出た西洋式財務書類としては日本で初めてではないかと思われる財務書類を添付した報告書を提出していたことが明らかになった。

一方、シャンド検査が行われたのは前述した通り、1875(明治8)年3月である。これは第一国立銀行の大株主であり、大口の融資先である小野組が破綻し、第一国立銀行は窮地に追い込まれた1874(明治7)年11月から4カ月もたった後である。

そこで、シャンド検査がなぜ小野組破綻から4カ月もたってからおこなわれた原因を探る前段階として、本当に小野組の破綻直前・直後に検査がなされていなかつたのかということを明らかにし、政府は何時の段階で第一国立銀行における小野組破綻の影響の大きさを把握したのかということを確認することを本稿の目的とする。

そのため、以下の経緯の確認をしながら、わが国の金融検査制度の形成過程の一断面を明らかにしていきたい。

先ず、小野組破綻までの経過と、それに対する政府の対応および第一国立銀行の対応を確認する。

次に、小野組破綻直後に本当に検査が行われていなかったのかを確認する。

さらに、その事実を所轄官庁である紙幣寮はいつの時点で把握していたのかを解明し、シャンド検査の意義の明確化の一助にしたい。

2 為替方と抵当増額令

まずはシャンド検査が行われるもとの要因となった小野組の破綻の経緯について、幕末から三井・小野・島田の各豪商が担った役割と発展過程から確認していく。

三井(越後屋)・小野(井筒屋)・島田(蛭子屋)の三家は、江戸時代よりそれぞれ豪商として知られていた。1867(慶應3)年10月(旧暦)、江戸幕府徳川慶喜の大政奉還を受け、同年12月下旬(旧暦))、維新政府は財政を担う機関として「議定中御門常之の下に、福井藩徵士三岡八郎(後の由利公正)と尾張藩徵士林左門を参与」(三井銀行八十年史編纂委員会[1957]35頁)に任命し、金穀出納所を設立する。

三井三郎助、小野善助、島田八郎左衛門はその「金穀出納所御用達」になり、出納に関わる業務を担当する。

年が明け、1868年(慶應4)年1月(旧暦)、三井組、小野組、島田組は「出納所御為替御用達」となり、翌2月(旧暦)には金穀出納所が会計事務局となったのに伴い「會計事務局為替方」となる¹。これにより、為替方～組と称することができるようになった。

元号が変わり、1868年(明治元)年12月(旧暦)には三井組、小野組、島田組は管轄の名称が変わり、「會計官官金為替御用達」となる。

『明治財政史』第4巻では「同年十二月十四日東京府下ノ兩替舗三井次郎右衛門以下五十餘名ニ會計官官金為替用達ヲ命シ官金為替ノ事務ヲ處辦セシメ各金一萬兩ヲ交付シ該交付金額ハ六箇月毎ニ清算スルモノトス(或曰為替用達ヲ命セシハ鹿島清兵衛以下四十一名ナリト又曰前ニ命シタル為替方ハ主トシテ現金遞送ノ人ニ當り後ニ命シタルモノハ金錢納拂ノ事ヲ掌リシモノナラント)」(10-11頁)との記載がある。続いて12月18日に口達したものとして以下の文書が記載されている。

其方共此度為替方御用申付候ニ付左ノ通り可相心得候事

- 一 御用筋之儀不限何事無理ナラヌ様可取扱事
- 一 市中數十萬戸之内人撰ヲ以御用申付候儀者御用辦而已ニアラス金銀之取遣不同ヲ生シ候得ハ萬民之難儀ニ係リ候故ヲ以テ萬事公平之御處置有之度旁其方共御撰學相成候儀ニ付其段相辦へ下情ヲ篤ト斟酌シ下々引立御趣意貫徹致候様可心掛事
- 一 臨時調達申付候哉モ難計ニ付此度一萬兩拜借申付候條銘々家業一際相勵諸事實意ヲ旨トシ臨機ノ御差支無之様可致事

但六ヶ月毎ニ改正可致事

一 懈惰ニ流レ自然御用向勤兼候者出來候ハ、御用被免拜借之品取揚嚴重之咎可申付
其節ニ至聊モ御怨申間敷事

一 萬一非道之御用等申付候節ハ何レヘナリトモ少無遠慮愁訴可致事

辰十二月 會計官 朱印
會計官爲替方

(明治財政史編纂委員会[1971]11 頁)

上記のように、『明治財政史』においても爲替用達となった人数に異説があるのに加え、『自明治元年至明治十年爲替會社書類』の六號(明治元年十二月十八日)文書には「○辰十二月十八日爲換組呼出シ林又七郎殿申渡案其方共此度爲替方御用申付候ニ付左ノ通り可相心得候事」として、ほぼ同様の文書が有るもの、その爲替方御用に申し附けられたものは 21 人と数が合わない²。

また、同じ『自明治元年至明治十年爲替會社書類』十號(明治元年十二月)「○三井次郎右エ門以下五十六名爲替方心得書相渡シ并會計官爲替方申付之事」で會計官爲替方御用として申しつけられたのは本兩替屋 4 名、下通包 9 名、爲替方 44 名の計 57 名である³。さらに、十三號(明治元年十二月十三日)「○杉浦三郎兵衛外十人會計官爲換方申付之事」では會計官爲換方として 21 人が申しつけられている⁴。

會計官爲替方として申しつけられた者の人数は合わない。しかし、會計官爲替方のメンバー構成に共通する特徴として、池田浩太郎氏は以下の三点を挙げている。

「第一は彼等のうち大部分のものが会計基立金を調達している事実である。

第二は彼等の大部分が後に為替会社や通商會社の社中となり、かつその内で枢要な地位についていたことである。

第三は彼等のうち大部分のものが商法司、商法会所の役人または役員をつとめていたことである。」(池田浩太郎[1962]60 頁)

また、若干の字句の相違はあるものの、心得の内容は同一である。このような特徴を持つ「會計官官金爲替御用達」は、同年 7 月(旧暦)には管轄が大蔵省となつたため「大蔵省為替方」となる。

と、ここまででは三井、小野、島田の各組はほぼ同列に扱われる。

しかし、1871(明治 4)年に入ると情勢が変化する。同年 5 月(旧暦)の新貨条例制定に伴い、同年 10 月(旧暦)「金銀地金の類を提出して改鑄を望む者へは、新貨を交付するの定めなりしかば、其受人は直接造幣寮にて取扱ふべきも、新貨の交付は三井組に為替座を命じて事務を掌らしめたるなり。但し三井組は内地人のみに限りて取扱ひ、外国人所持のものは東洋銀行をして之に当らしめたり。」(渋沢青淵淵記念財団龍門社[1955]278 頁)との記述があ

る通り、三井にのみ新貨条例による為替座としての業務が許された。

一方、同年7月(旧暦)に廃藩置県が断行され、同年「八月五日(旧暦一筆者)に三井小野組合銀行に大蔵省為換御用が命ぜられ、それとともに八月五日(旧暦一筆者)の為換方が廢止」(宮本又次[1970]64頁)された結果、「とくに小野組はさきに三井組がえた造幣寮御用＝新貨幣為換座独占に対抗するため、各県の公金取扱のほうに意欲的に手をのばすにいたつた」(宮本又次[1970]67頁)ようである。

その結果、「小野組は明治四(1871—筆者)年から府県方をはじめ、明治五(1872—筆者)年四月(旧暦一筆者)には三井の五件に対し、長崎・兵庫・滋賀・犬上・長野・浜松・群馬・入間・若松・福島・宮城・岩手・青森・置賜・山形・奈良・豊岡・磐前・三重・山梨・水沢の二一県に出張所をおき」(宮本又次[1970]105頁)，積極的に府県方の業務に乗り出す。

翌「明治六(1873—筆者)年七月には三井組の一三県に対し、小野組は一府二八県の府県為替方を実際上つとめ」(宮本又次[1970]105頁)ており、府県為替方においては、小野組が三井組に対して優勢に展開した。

この為替方の規定については、「初め何等證據金などの規定がなかつた。在官中公(井上馨—筆者)はこの不都合を見付けて、五(1872—筆者)年五月(旧暦一筆者)為換方へ府縣送納の租税金をも取扱はしめることにした際、一縣に就き壹萬圓の證據金を上納せしめたが、これが我が國に於ける證據金徵収の初めである。」(井上馨候傳記編纂會[1933]534頁)との言及があり、当初の規制が極めて緩く、官金取扱い業務は為替方にとって、極めて有利な条件であったことがわかる。

しかし、この官金取扱の規制は次第に厳しくなる。

まず、1873(明治6)年7月、大蔵省第百八號「府縣設為換方ヲ設クル手續及為替規則並切符表式」が定められたのである。この中で、「為換方ヲ設ル手續」の第一條においては、「此為換方を設ルニハ各府縣下ニ在ル巨商豪農其外何人ヲ論セス身元十分慥成者ヲ撰ヒ大蔵省ノ許可ヲ得之ヲ命ス可シ」(内閣官報局[1974]883頁)と、為替方は巨商豪農その他何人でもかまわぬが身元が確かな者を選んで、大蔵省の許可を得てから任命する事が求められている。

注目すべきは第三條である。「此為替方ハ其府縣管下ノ貢納金或ハ大蔵省ヨリ受取シ所ノ其管内出納ノ金銀等ヲ掌リ常ニ之ヲ運用保持スルニヨリ假令身元慥成者ト雖モ万一不慮ノ事出來候歟又ハ自家商業ノ盛衰等ニ依リ如何様ノ儀ニテ官ノ損失ヲ生スルモ測リ難ケレハ精確ノ引當品ヲ預リ置キ時宜ニヨリテハ之ヲ處分シ悉皆取揚ク可キ手續ヲナシ親類戸長等ノ奥印ノアル證書ヲ取置可シ」(内閣官報局[1974]883頁)と、為替方に抵当を差すこと求めたのである。

さらに、その抵当に関しては「其者所持スル公債證書此公債證書ハ一般融通スル時ノ相

場ヲ以テ積算ス或ハ田畠山林建屋地面共地券ノ類當時適當ノ實價ヲ以テ積算シ又ハ當時他ノ造成質物ヲ取置キ現金ノ貸出高等詳細取調右證書ノ類差出候歟總テ府縣每歲凡貢納スヘキ金高及ヒ大藏省ヨリ受取ヘキ高トモ凡見積リ其概略合高三分ノ一又ハ四分ノ一ノ質物ヲ取置キ」(内閣官報局[1974] 884 頁)とし、大藏省より受取高の約3分の1もしくは4分の1を質物(担保)として、公債證書他不動産等を時価にて積算し差出すことを求めている。

1874(明治7)年に入ると、三井・小野をはじめとする豪商による府県為替方展開に大きな転機を迎える。第三條が、改正をくりかえすのである。

つまり、1874(明治7)年2月の大藏省達 第十五號において「昨六年第百八號當省布達縣設爲替手續第三條但書合高三分ノ一亦四分ノ一ノ質物ヲ取置キト有之候處右者今般詮儀之次第有之更ニ三分ノ一ト致確定候條此旨相達候」(内閣官報局[1975a] 571 頁)と担保率を3分の1に確定したのである。

さらに、同年10月22日には大藏省達 乙第十一號に依り大藏省第百八號は再び改正される。

つまり、「昨六年當省第百八號達縣設爲換手續第三條但書質物之儀本年十五號ヲ以テ三分ノ一ト致確定候旨相達置候處今般猶詮儀之次第有之更ニ預ケ金相當之質物取置云々ト改定候條此旨相心得既ニ結約済ノ分タリトモ至急増質物可取立此旨相達候事」(内閣官報局[1975a] 650 頁)と3分の1と確定したばかりの担保率を受取り高と同額にしたのである。1873(明治6)年7月から1年3カ月で担保の負担は、少なく見積もっても3倍増となったのである。

これに追い打ちをかけたのが、大藏省達 乙第十一號の二日後の同年10月24日の大藏省達 乙第十三號である。

これは「今般當省乙第拾壹號ヲ以テ爲換方質物預ケ金相當至急可取立旨候處右ハ各府縣トモ來ル十二月十五日限り取立候儀ト可相心得候尤時宜ニ寄リテハ本年百九號公布之通常省官員派出實際検査爲致候儀モ可有之候條其旨相心得不都合無之様可致此旨相達候事」(内閣官報局[1975a] 650 頁)というもので、担保の提出期限を二カ月後の12月15日に定めたものである。

官金預り金の担保に関する急激な規制強化に対し、1874(明治7)年11月20日、小野組はなすすべもなく、「為替御用、官省府県の全国にわたる金銀出納取扱御免を願い出で、帳簿の整理を大藏省の検査に仰ぎ、巨額の貸出金は一朝回収不可能なるを以て、上納金の猶余を大藏省始め官省府県に歎願書を提出し、この瞬間に小野組の心臓の鼓動は停頓し」(小野善太郎[1966]170 頁)たのである。

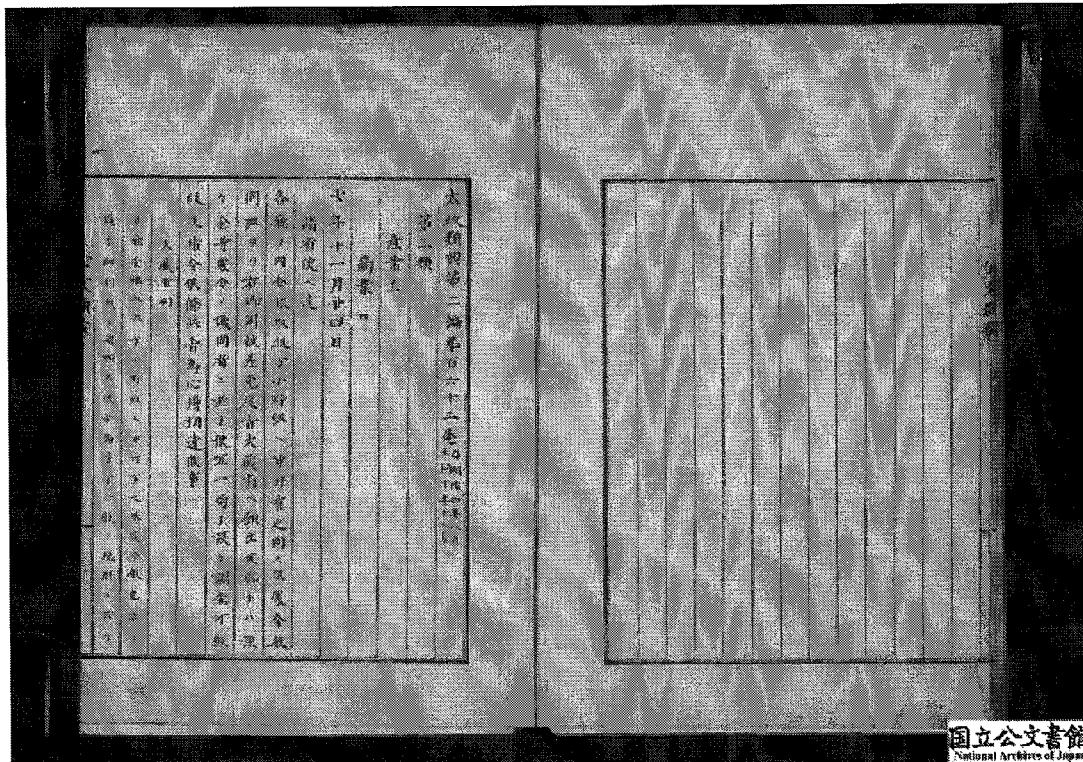
3 小野組破綻直後の政府の対応

前述の通り、1874(明治7)年に入ってから、矢継ぎばやに官金預りに関する規制が厳しくなり、銀行経営にも影響がでてくるのは明らかであったにもかかわらず、シャンド検査がなされたのは年が明けて1875(明治8)年3月のことである。

当時、三井組と並ぶ豪商であり、とりわけ廢藩置県によりできた府県の官金取扱いに関しては三井組をしのぐほどの展開をしており、また一方では、初めて本格的な株式会社制度を備えた組織としての第一国立銀行において、三井組と共に大株主であり、三井組と同様に役員を派遣していた小野組が破綻したのである。政府の対応も早かった。

太政類典第二編第百六十二卷索引を見ると、第三類産業十一商業四の冒頭に、「一 小野組閉店ニ付預金處分大藏省中へ一局ヲ設ケ調査附同組へ人民ヨリ預金確証ヲ以申出シム」との項が記載されている。

写真資料 「一 小野組閉店ニ付預金處分大藏省中へ一局ヲ設ケ調査附同組へ人民ヨリ預金確証ヲ以申出シム」



出所) 国立公文書館蔵 本館-2A-009-00・太 00384100『太政類典』第二編第百六十二卷

内容は以下の通りである。

七年十一月廿四日

諸省使へ達

各廳ノ内金銀取扱方小野組へ申付有之向モ候處今般同組ヨリ右御用被差免度旨大藏省へ願出候就テハ預ケ金等處分ノ儀同省ニ於テ便宜一局ヲ設ケ調査可致段及指令候條此旨為心得相達候事

(太政類典第二編第百六十二卷)

と大蔵省からの願出をうけ、小野組処分担当局(臨時取調掛)を大蔵省に設けた事を明らかにしている。

次いで、同年 11 月 30 日、太政官布告第百二十九號が出される。内容は以下の通り。

今般小野組ヨリ各廳預り金爲換方等免除并預り金返納猶豫願出候ニ付右處分の儀大蔵省へ委任調査爲致候處各人民ヨリ預ケ金或爲替金貸金等若干有之趣ニ付同組へ對スル債主ハ其確證ヲ以テ至急大蔵省へ可申出此旨布告候事

(内閣官報局[1975a]188 頁)

と、小野組の閉店にかかる処理は大蔵省へ委任されることがはつきりうたわれている。

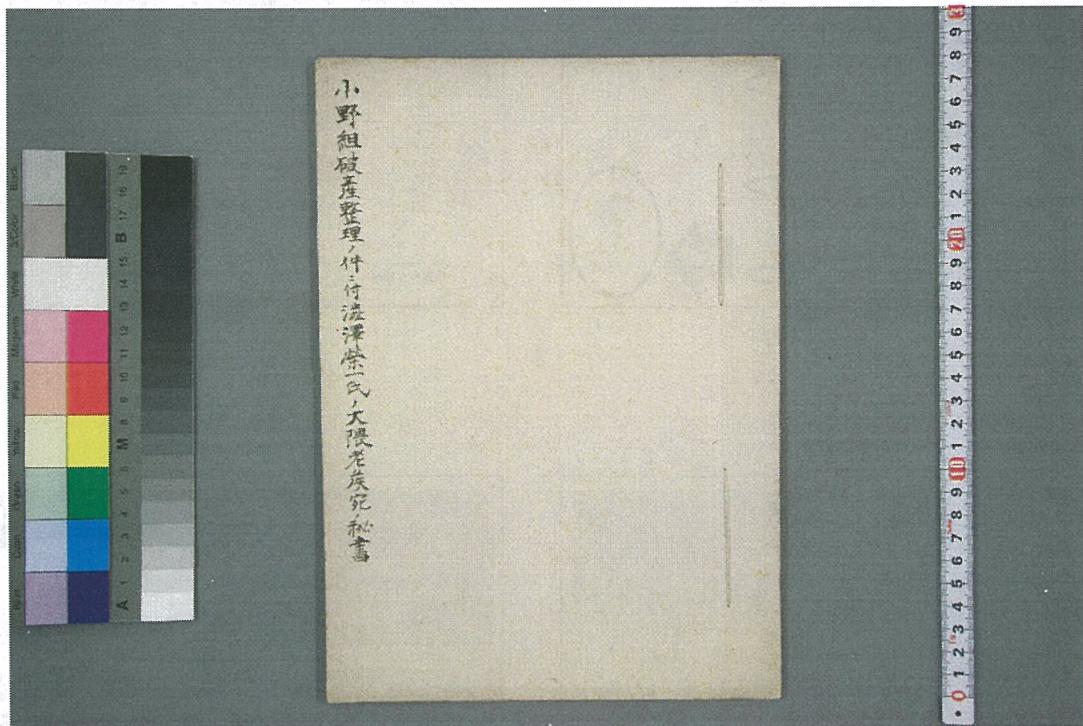
何故、小野組の閉店にかかる処理が、裁判を取り仕切る司法省ではなく、大蔵省へ委任されることになったのか、という経緯について一つの資料が存在する。

1874(明治 7)年 11 月 20 日の小野組閉店直後 11 月 22 日、渋沢栄一から大隈重信への書簡である。『小野組破産整理ノ件ニ関スル書翰』として早稲田大学図書館に所蔵されているが、表紙には「小野組破産整理ノ件ニ付濵澤栄一氏の大隈老候宛ノ秘書」と題されている。

この文書は渋沢青淵記念財団竜門社[1955]に活字化されて所収されている。尚、引用は渋沢青淵記念財団竜門社[1955]93 頁から引用である。

文中、「先使用すへからざる金額ハ枉りなりにも償弁可相立哉ニ付、先其罪ハ軽く相成可申、乍併前書之分散法ニいたし候にハ、何分昨日申上候通り速ニ正院御伺済之上各省府県へも御達相成先諸方より御迫りハ見合せ御本省之一局にて都而御取纏相成候様ニ無之而ハ相届申間敷候、人民之預り物裁判所へ訴出候分も早々司法省へ御下命相成、都而其願書を御本省之一局へ御廻し被成、此裁判ハ司法ニ御関係無之様致度候」とあり、破綻処理の所管決定に関し、時期、内容がぴったり一致している。

写真資料 「小野組破産整理ノ件ニ付濵澤榮一氏の大隈老候宛ノ秘書」



出所) 早稲田大学図書館蔵イ 14A3401

さらに、翌12月4日の司法省への太政官達 番外並無號において、

○十二月四日

司法省

今般小野組より爲換方御用免除願出候ニ付右勘查處分の儀大藏省へ委任候ニ付テハ各人民ヨリ同組へ係り候貸借等訴出候節ハ同省へ可申出旨相諭シ訴状ハ預リ置候様可致此旨相達候事

(内閣官報局[1975a]442 頁)

ということとなり、臨時取調掛は12月10日、勘查局へ名称が変更される。

この監査局は1877(明治10)年1月に廃止されるまで小野組の閉店処理にあたった。

この勘查局(臨時取調掛)の調査については、「廿三日、大藏省は勘查局(当時は臨時取調掛一筆者)を設け、調査に着手し、各府県へ検査員を派出せられた。同日南部検査助、山岡検査大属、石川検査中属外二氏、後に係官数名が田所町本店に出張し、諸帳簿の点検を開始せられた。勘查局は、総理代人小野善右衛門以下のもの、日々朝八時より夕六時まで同

局へ出頭すべき旨御達しにより、調査に応じ、答弁に参することになった。」(小野善太郎[1966]175頁)というものであった。この記述より、新設された勘查局は大蔵省検査寮からの人員を中心に構成されていることがうかがえ、また小野組に対する取調べは、「明治七年(1877—筆者)年十一月、小野組閉店と決定するや、店員一同は財産隠匿の懸念からして田所町本店に拘禁されて了つた、翁(古河市兵衛一筆者)も無論その検査を免れることは出来なかつた。同年十二月中旬から帳簿の検査が始められて、翁は絲店の事務に関する一切の査問に答へた。翌八年夏に勘查局の取調べが終了し」(五日會[1926]67頁)たとの記述もあり、小野組の幹部は一日中監視下にあったことがうかがえる。

その後、1875(明治8)年4月の大蔵省布達甲第十三號において、小野組閉店処分として財産の耀賣入札が決定された。内容は以下の通り。

小野組閉店ニ付テハ昨明治七年百貳拾九號公布ノ通同組へ官民預金其外爲替不渡金トモ一般於當省及び勘查候處巨額ノ負債ニテ償却ノ方法難相立ニ付現在金ハ勿論貸附金ハ取立所有ノ財産ハ公賣ノ上其集合金ヲ以官民債主へ對シ金高配賦濟方爲致候積り追々取調可及處分候得共先以所有ノ財産各地方ニテ耀賣入札拂申付候條債主に於テ見届度望ノ者ハ可爲勝手候尤場所日限ノ儀ハ最寄地方ニ於テ新聞紙或ハ其他ノ手續ヲ以廣告可致候條此旨布達候事

但東京ハ當省勘查局ニ於テ及廣告候事

(内閣官報局[1975b]1008頁)

しかし、この方法による処分は順調には進んだとはいえないようで、同年9月25日、とりあえず大蔵省は無號達により、9月15日までの集金額をもって分配することを旨とする「小野組負債支消金第一回分配條例」を達した⁵。

この分配條例のもとで分配された結果、「小野組總負債ハ別紙概表ノ通り金七百有餘ノ内抵當ヲ要セシ債主特占ノ金員及ヒ未届ノ分等ヲ除き金五百三拾六万圓餘ナリ此内金百八拾七万圓餘ハ第一回ノ分配(歩合三分五厘即チ百圓ニ付三拾五圓ノ割)トシテ已ニ償却シ殘テ三百四拾八万圓餘ナリ」(内閣官報局[1975b]788頁)され、小野組負債第一回分配は35%の返済率であったことが明らかとなる。

この第一次分配に続き、勘查局は整理をすすめ、1876(明治9)年12月、最終的な整理処分方法が確定した。

その内容は、「小野組の負債総額五三六万余円の中、第一回償却分百八十七万余円を差引いた残額三四八万余円(内二百七十六万余円)についてみれば、千円以下の債主は人數にして二千八百余であるが、金額にすればわずかに八万五百円に過ぎないから、この分は全額を現金にて償却することなし、千円以上の人民債権額は六十三万五千余円で、そ

の人員百三十四人にたいしては、官金と同様年二分の利子を付して、元金は明治九年より向う四六年賦をもって弁済すること」(吉川秀造[1969]191頁)となった。

最終的な処理案がまとまり整理が完結したことに対し、古河市兵衛は「小野組精算の結果は、債権者の元金に對して四割七分の返金をした。閉店の場合の精算としては上結果と云はねばならない。丸で二束三文にも成らぬ賣方をして、それで殆ど半額を辦済する餘地があつた位であるから、遣り方に依つては、小野組と云ふものを維持する事が出來たかと思はれたが、其當時は何分今云ふやうな譯にも行かなかつたのは、甚だ殘念の次第であつた。」(五日會[1926]67頁)と負債に対する返済率が高いものとして評価している。

しかし、とにもかくにも小野組の破綻整理には2年を超える歳月がかかり、その負債の返済率は約47%という結果に終わった。

実は、この数値、ある書簡の内容と大差がない。前述の1874(明治7)年11月22日の渋沢栄一から大隈重信への書簡である。この書簡『小野組破産整理ノ件ニ關スル書翰』における内容は以下のとおりである。

拝稟、昨日御内諭ニ付愚考奉建言候、小野組破産取纏一条尚熟考いたし、昨夜も重立候者共へ篤と説諭いたし、御預り金其外引負高大概を胸算仕候処、実ニ不容易巨額ニ有之候尤も是迄本店支店之資産負債等取調之方法充分無之様子ニ付、素ち空漠之凡積にハ候得共先重立候者共へ推問候処にて更ニ愚見を加へ按算候ハヽ、凡左之計算と相成可申と奉存候
(渋沢青淵記念財団竜門社[1955]93頁)

とある。冒頭のこの部分からは、この時点で渋沢栄一が小野組幹部より、小野組の資産負債状況について事情を聴取し、苦労しながら大体の状況を把握している。

大凡の資産負債状況から、負債約400万円に対し、資産200万円であることが判明する。その為、「右之計算ニいたし候ハヽ詰り半高之有物にて百円に付、五拾宛之分散賦當相成可申、尤も負債廉書の中壱百五拾万円ハ先取之權有之ものとして残弐百五拾万円ニ對し五拾万円之所有と相成候ハヽ、金高五分一之分散賦當と相成可申歟」(渋沢青淵記念財団竜門社[1955]93頁)と、負債返済率は50%となるが、負債のうち150万円を先に全額返済することになると、残る資産は50万円となり負債返済率は20%となってしまうという計算となる。

小野組閉店直後の目算としては極めて正確な数字であったといえよう。

4 小野組破綻と第一国立銀行

前述の通り、小野組は1874(明治7)年11月20日に閉店したが、実はこの小野組閉店で

最も衝撃を受けるはずであったのは第一国立銀行であった。小野組は第一国立銀行の大口の融資先であり、また大株主であったからである。

第一国立銀行開業時点からの小野組への融資について、『第一銀行史』では「明治六(1873—筆者)年七月二十日、当行は百三十四万二千四百四十円の営業元金を以て営業を開始したが、それも眞の金額を示すものではなかった。七月一日即ち開業前に小野・三井の両組はそれぞれ銀行より二十四万に千円を借り、銀行開業の時に至るも此高を返済しなかつた。それ故銀行開業の時営業資金の実額は八十五万八千四百四十円であった。右の貸金には全く抵当がなく且つ払込済資本金の十分の一を超えていた。小野組に対する無抵当貸付金はその後のものをも含めて結局七十萬五千円に達した。」(第一銀行八十年史編纂室[1957]190-191頁)と記述されている。

第一国立銀行の小野組への融資額自体は巨額なうえに、第一国立銀行の純資産に対する割合も高いものであった。加えて、この巨額融資に対し、第一国立銀行は担保を全く取つていなかつたのである。

なぜこのような巨額の無担保融資が実行されたのかという問題に関して、上述の『第一銀行史』では「三井組より出ていた取締役もあえてこれ(小野組への無担保融資—筆者)に抗論しなかつたのは、三井組も確実な抵当を出していたものの、しばしば銀行から借出していたので厳しく抗論することができなかつたため」(第一銀行八十年史編纂室[1957]191頁)であるとしている。

しかし、この説明には疑問を抱かざるをえない。

第一に、三井組が厳しく抗論できなかつた理由として、三井組もしばしば借入れをしていたことを挙げているが、確実な抵当を入れたうえでの借入れであれば、厳しく抗論できない理由にはならないからである。

第二に、三井組からの抗論がなければ小野組からの借出しは可能となつてしまうのかという問題である。つまり、最終的には総監のポストに在つた渋沢栄一の決済がなくとも借出しは可能であったのかという問題である。この点について『第一銀行史』は明らかにしていない。

その為、この小野組への無担保融資についての言及をさらつてみると、小野組の主たる事業の内、絲店(当時製糸業から鉱山経営までを営んでいた)番頭の古河市兵衛は「第一銀行が小野組に對する貸金約百四十萬圓の内、翁(古河市兵衛—筆者)名義の貸出は約七十萬圓に達して居た事によつても、瀧澤氏が翁の手腕に信頼した程度を知る事が出来るのである。」(五日會[1926] 65頁)とし、古河市兵衛に対する第一国立銀行の融資は総監であった渋沢栄一の与信があつたことを窺わせている。

一方、第一国立銀行の総監であった渋沢栄一は「余(渋沢栄一—筆者)が經營して居た第

一銀行は、小野組が百萬圓の大株主であつたから、余もそれを信用して百三四十萬圓の貸出を爲して、これが抵當として、本店からは第一銀行の株、絲店からは生絲や米を提供してあつたが、それに就いて別に確固たる契約書を取つた譯でもなく、言はゞ信用貸しのやうなもの」(瀧澤榮一[1960]585-586頁)とあり、渋沢自身が小野組への融資に関して無担保の融資であったこと、またその融資を認めていることを明らかにしている。

このことから、第一国立銀行の大株主であり、役員を派遣していた小野組への融資であっても、当然のことながら、その融資については、総監であった渋沢栄一が知らぬ間になされたものではなく、きちんと総監決済を経た融資であったと考えてよい。

さて、無担保で巨額の融資していた小野組が閉店に追い込まれると、第一国立銀行の經營は立ちいかなくなる恐れが出てくる。

しかし、この小野組の閉店に関し、自らの予測を総監渋沢栄一に告げ、事前に早期の対応を迫る者がいた。大蔵大輔として渋沢栄一と共に国立銀行条例制定に取り組んだ井上馨である。

井上は渋沢に向かって「『君は銀行をどうする積りか』、『小野組に対する取引はどうなつて居る、俺は夫が心配になつて居るから來たんだ』」(澤田章[1978]427頁)と警告したとの渋沢の談話が記録されている。但、渋沢はこの日付に関して「多分明治七年の小野組が大蔵省へ書面を出した、其二日か三日前でせう。或は一週間位前だつたか、其邊は確とは覚えませぬ。」(澤田章[1978]429頁)と明確にはなっていない。

しかし、このやり取りがいつ行われたのかということに関しては、小野組閉店時に小野組が金銀出納取扱御免を願い出ているので、渋沢は小野組閉店の直前に井上から警告を受けことになる。

この警告を受け、すぐさま渋沢は小野組幹部と折衝を始める。小野組幹部の古河市兵衛は、この時期の経緯を「總監瀧澤氏は萬一小野組瓦解の暁は第一銀行も餘波を蒙つて必ず破綻すべきを深憂して、小野善右衛門行岡庄兵衛の二人及び翁(古河市兵衛一筆者)と會見し、銀行の立場を説明して、整理の方法を懇談した結果、小野組は累を第一銀行に及ぼさゞる事を誓ひ、同行に對し十分なる擔保を提供すべきを約し」(五日會[1926] 65頁)たとしている。

さらに、話し合いは続く。渋沢は「小野善右衛門に會見した翌夜、柳橋の舛田屋に翁(古河市兵衛一筆者)を招」(五日會[1926] 71頁)いたときの談話が記録されている。内容は以下の通りである。

『たしか、それは前夜に小野元方の連中と相談した話しの續きでした。私は古河君に對して、數年の懇親でお互い力を戮せて遣つて來たが、殘念ながら今は小野の經營ではいけなくなつた。如何に君が絲店を維持する積りでも根本の小野組が潰えれば共に潰えざ

るを得ぬ。第一銀行も擔保が十分で無いので維持し難いかも知れぬが、どう云うふうにして呉れるかと打明け話をした時に、古河君は、小野組が倒れて私の信用が無くなつた以上は、貴君から金を借りて居る譯にも行かない、私も覺悟しませう、銀行には決して迷惑をかけますまい。私も覺悟しませう。今倒れるのは如何にも殘念であるが致方ないと眞に歎息されて、男泣きに泣かれた。』(五日會[1926] 71-72 頁)

この談話は美談として有名であるが、実際に小野組は小野組閉店直前もしくは直後、「小野組各人の所有する本行(第一國立銀行一筆者)株券八拾四万円を始め、米四万九千七百五十六石余、新公債一万三千百円、阿仁・院内両鉱山並びに諸建築物、諸機械、産銅等々を提供し、その指令を仰げる後、株券は抵当流れ込みとし、米・公債・銅等は売却処分に付し、ついに銀行(第一國立銀行一筆者)の蒙るべき損失金は精算して僅かに壹万九千三百円に止まり、この危機を免ることを得せしめ、累を銀行におよぼさなかつた」(小野善太郎[1966]174 頁)ことにより、第一國立銀行の経営危機は最小限の損害にとどめることができたと言えよう。

第一國立銀行の小野組破綻による損失に関しては、1875(明治8)年1月17日付の『東京日日新聞』における第一國立銀行の勘定書、及び『第一銀行史』(上巻)の資料「半期実際報告表」において「滯貨抵当」が70,000円積まれている。

さらに、1875(明治8)年5月2日に作成された『第一國立銀行と小野組本支店及古川市兵衛へ貸附金並抵当品代価凡積差引調書』によれば、同年4月30日現在の「小野組本支店及古河分共合計不足金」は58,492円99銭6厘とされている。

しかし、時期は特定されていないものの、「この滯貨に対しては大蔵省より利息年二分の割合で四十六ヶ年賦返済となすべき旨の命令があり、同時に旧公債証書額面八万七千七十五円と通貨千七百四十四円とを下付された。…(中略)...差引当行の損金総額は一万九千三百二十二円八銭五厘となった。」(第一銀行八十年史編纂室[1957]194頁)となったようで、最終的に第一國立銀行の小野組破綻による損失は19,322円8銭5厘となったようである。

しかし、ここまで経過を、視点を変えて観察すると、以下の点で疑問を持つのである。つまり、新聞報道、例えば、東京日日新聞 第八五九号(1874[明治7]年11月23日)には「三井組と拮抗して雄飛せる豪商小野組=破綻の顛末」との見出しで大きな記事が掲載されているのである⁶。

しかし、第一國立銀行にとっては、伝えられるほど小野組閉店の衝撃は大きくなかったとのではないかという疑問である。

前述したように、小野組破綻の精算処理には大蔵省に新たに設けられた監査局があたり、2年の歳月をかけて整理を完結させた。結局、小野組の債務返済率は約47%となつた。この事実に対して、古河市兵衛はこの47%という数字を高い返済率として評価している。

しかし、小野組の第一國立銀行に対する債務返済率は、大難把に計算しても 98% を超えてくる。上述の小野善太郎氏の記述は言うまでもなく述懐であるために、どの段階で第一國立銀行が小野組破綻による影響を振り払ったのか明らかにされていないのである。この高率の返済率に至った経緯と、その背景にはいかなるものがあったのであろうか。これらの疑問を解明すべく、以下、検討をすすめる。

5 シャンド検査までの第一國立銀行検査

先ず、前述した渋沢栄一と小野組幹部との会談で約束された担保の提出について、第一國立銀行に記録が残っているかを確認すべく資料を検討した。『銀行全書』二編[之一]第一國立銀行之部に「該銀行ヨリ小野組貸借引當引取置候届」なる資料を見出した。内容は以下の通りである。

十一月廿四日上達

明治七年十一月廿四日

權中屬 外山脩造

卿

輔

代理

丞

紙幣頭

助

屬

別紙之通第一國立銀行ヨリ届出候間供御廻覽候也

第五百九拾八號

去十七日當銀行貸附元帳御検査之節小野組貸金三拾八萬五千圓ニ御座候處其後追々手形取附等ニテ惣高七拾一萬五千圓ニ增加仕候ニ付右返済日限嚴敷申候得共何分返済之目途無之趣ニ付不得已銀行條例第十一條第四節之御趣旨ニ隨ひ小野善助所持之株手形七千枚即金高七拾萬圓右貸金之引當ニ請取置申候同組之内古河市兵衛貸金ハ惣高六拾八萬九千九百圓之處追々取纏六拾七萬四千五百七拾圓ニ相減シ且引當品モ精々取入當時米四萬九千七百五拾六石八斗九升岩鉢三拾四萬二千貫目新公債證書壹萬三千五百圓外ニ羽州秋田院内鑛山竝諸建築及諸器械出銅共悉皆合金五拾七萬圓餘之分有之殘拾萬圓餘ハ前件之振合を以て同人所持之株手形千枚即金高拾万圓根引當ニ引取有之候間此段更ニ御届申上候也

明治七年十一月廿四日

第一國立銀行 東京第一國立銀行 印章

須藤紙幣助殿

(日本銀行調査局[1958]234-236 頁)

この資料には注目すべき点がいくつか存在する。

第一に、1874(明治7)年11月17日に「貸附元帳御検査」がなされていたことである。

この段階では小野組への貸付金は38万5000円であったようである。この「貸附元帳御検査」の検査報告書などは確認できていない。

第二に、小野組への貸付金に対し、小野組が担保を差出した経緯である。

小野組への貸付金は、その後71万5000円にまで急増してしまい、返済の目途が立たないので国立銀行条例第11条第4節に従って持株を担保に入れたという説明となっている。

この国立銀行条例第11条は、第3節で「銀行ハ又其元金ノ株ヲ引當ニ取りテ貸金ヲ爲ス可カラス又諸株ノ買主又ハ株主トナルヘカラス」と、株を担保とした融資の禁止及び自社株の買入れを禁止している。しかし、第4節では「然レトモ貸附金ノ滯リニテ銀行ノ損失トナルコトアレハ不得止其株ヲ引當ニ取り又ハ買取ルコトヲ得ヘシ併シ其株ハ遅クトモ六ヶ月ノ内ニ之賣拂フ可シ」と融資が不良化して損失となるようであれば自社株を担保とすることや買入れを可能としていたのである。

この規定に従って、前述の渋沢栄一と小野組幹部との会談の記述に在る内容と同じ担保が第一国立銀行に差出されたようである。

このため、提出された日時は明らかになっていないものの、第一国立銀行は、この文書の提出日、つまり1874(明治7)年11月24日の段階で、小野組破綻による影響は極めて小さいものとなっていたことが明らかとなるのである。

また、第一国立銀行に対する検査事例の有無を探っていく過程で、『銀行全書』二編[之一]第一国立銀行之部に「小野組貸付抵当ニ關シ岸有意往復」という資料を見出した。この中で「銀行 番外」という資料に第一国立銀行の大阪支店に検査がなされていることを表す記述があった。内容は以下のとおりである。

銀 行 番外

小野組御地本店閉鎖候由ニテ当地同枝店ヘモ鎮臺裁判處等ヨリ突來預ケ金取調府廳ヨリ封印及候趣ニ付不取敢當地第一銀行へ昨早天以來長岡隆一一同出張當寮始メ出納寮預ケ金其他悉皆検査及候處別表之通聊不都合無之候處営業金之内同組ハ貸高拾萬貳千圓之内貳萬圓抵當米三千石之分證書而已ニテ正米購入無之不都合之次第取糾中ニ有之尚又當座貸越金五萬四千〇四十圓之分全ク無抵當ニテ辦償難行届模様去慥官金ヲ後チニシテ嚴収候運ニモ難立至始と致困却候間御地ニ於テ本店銀行御取糾相成度存候將又同銀行預ケ官省札其外引揚札損壞札共全ク完備竝三井組預ケ兌換證券準備金之義モ開拓使ヘ掛合及検査候處別記之通別條無之尚爾後ハ頻繁検査精緻取糾之上可申進廉モ可有之不取敢此段御報知相及候間委曲

別記類ニテ御了承相成度候也

在阪
七年十一月廿三日
岸紙幣助
得能紙幣頭殿
貸附金
貸附日
明治七年十月第一日
一 金三萬圓
抵當新公債證書六萬圓
島田組
期限 明治七年十二月卅一日
同
同十月第三日
一 金六千圓
抵當新公債證書 一萬千四百五拾圓
同 同十一月三十日
舊同 貳千百圓
貸附日
明治七年十一月第四日
一 金一萬圓
抵當新公債證書 貳萬圓
期限 明治七年十一月三十日
△金四萬六千圓
内金千圓 明治七年十月三十日入金
差引殘金
金四萬五千圓
貸附日
明治七年七月第十日
一 金壹萬貳千圓
同
同七月十日
一 金壹萬貳千圓
同
同七月十四日
一 金千圓

但抵當鐵七千八百束
△金貳萬五千圓
 貳萬五千圓
差引殘高
 金貳萬〇九百圓

貸附日
明治七年十一月第七日
一 金貳千圓
 抵當新公債證書一萬圓

同
同
一 金千圓
同
同
一 金千圓
同
同
一 金三千圓
 抵當新公債證書 貳萬圓

同
同十一月九日
一 金五千五百圓
 抵當新公債證書 六千四百五拾圓
 舊同 六千九百圓
△金壹萬貳千五百圓

貸附日
明治七年八月廿二日
一 金三萬八千圓
 無當抵當新公債證書六萬圓
 抵當新公債證書 六萬五千圓
 舊同 六萬圓

同

同八月廿九日

一 金一萬圓

同 同十一月三十日

抵當米三千石 但小野組證書ニテ

同

同九月十九日

一 金二萬四千圓

期限 明治七年二月廿八日

抵當新公債證書 五萬四千九百圓

同

明治七年十一月十三日

一 金二萬圓

同 明治七年十二月十五日

抵當秩祿 六千圓

新公債 三萬貳千圓

△金拾萬貳千圓

總 計

金拾八萬〇四百圓也

△

右之通相違無御座候也

大阪支店

明治七年十一月廿三日

第一國立銀行

在阪

紙幣御寮

品預り證書

岸〇

一米千石也

但江州澤手米

右玄米我等所持ニ候處此度別紙證文ヲ以金借用之抵當ニ差入候處相違無之候然ル上ハ右米
御取引可成處藏所御都合ニ寄其儘我等方へ正ニ預リ申候萬一元利相滯候節ハ何時ニテモ右
米御引取可被成候其節異論申間敷候爲後日證書依手如件

明治七年戊八月三十一日

西大組第一區

土佐堀二丁目

江川重助

小野組名代

赤松豐助

武岡久七

第一國立銀行
頭取
支配人 御中
當座預り金之内
貸越
一金三千六百四拾六圓 中尾氏就
抵當四千圓定期預り證書
一金千五百圓 永見米吉
郎
抵當五千圓定期預り證書
一金五萬四千〇四拾圓 小野組
但約定ニ因テ無抵當
一金五萬円 三井組
但右同斷
總計
金拾萬九千百八拾六圓
右之通無相違御座候也
大阪支店
明治七年十一月廿三日 第一國立銀行
在阪
紙幣御寮

(日本銀行調査局[1958]230-233頁)

これは、1874(明治7)年11月22日、小野組閉店により、第一國立銀行大阪支店に対して長岡隆一他による検査(以下、長岡検査)が行われ、その結果を翌11月23日、大阪紙幣寮の岸紙幣助が得能紙幣頭に報告したものである。

長岡検査の特徴として注目すべきは、銀行の貸付に対し、その抵当の存在確認をしており、融資の健全性を評価している点である。

そして、検査の結果、小野組に対する貸付に関してはきちんと担保を取っているため問題はないというものである。

さらに、第一國立銀行大阪支店は小野組の他島田組などにも担保付融資をおこなっていた。しかし、當座預金口座における貸越には抵当を附けているものと無いものがあり、小野組には約定によって無抵当としていたことを報告している。

次に、筆者は『銀行全書』二編[之一]第一国立銀行之部に「小野組閉店ノ儀ニ付正院伺並布達案」という資料の中に紙幣權頭渡邊弘等による検査事例に関する記述を見出す。内容は以下の通り。

十一月廿七日上達

紙幣頭

得能 良助

卿

代理○

輔○

丞○

今度小野組閉店ニ付テハ第一銀行之義も如何可有之杯ト人心洩々之評も不少候ニ付不取敢検査トシテ同銀行へ紙幣權頭渡邊弘外三名出張致シ取調候處同組貸出金之儀ハ夫々抵當取置有之銀行之損失とは相成不申今後營業差支不申趣ニ有之候間人心鎮制之爲メ右次第御布達相成候様仕度依之正院へ御伺案並御布達案取調左二相伺候也

第一銀行營業之儀ニ付伺

今度小野組閉店ニ付テハ第一銀行之義も如何可有之哉と不取敢紙幣寮官員指出シ検査致候處同組へ貸出金之義ハ夫々相當之抵當物取置有之同銀行之損失ニハ相成不申今後營業指支無之趣ニ付テハ人心鎮壓之ため別紙之通布達可及と存候因テ布達案相添此段伺候間至急御指揮被下度候也

大蔵卿 大隈重信

(後略)

(日本銀行調査局[1958]236 頁)

この資料から以下のことが判明する。

まず、この文書が提出された 1874(明治 7)年 11 月 27 日の段階では、すでに紙幣頭得能良介が紙幣權頭渡邊弘等に第一国立銀行の検査(以下、渡邊検査)に向かわせていたこと。

さらに、渡邊検査の結果、小野組への貸附金については担保をしっかりと取っているおり、第一国立銀行の営業にはなんら差支えることはないことが判明していたということである。

また、紙幣頭得能良介が第一国立銀行の経営は小野組閉店によつても聊かも動じるものではないということを世間に知らしめるべく、上司である大蔵卿大隈重信の名前入りの伺書の文案、さらには正院の布達案まで作成していることから、紙幣頭得能良介の積極的な第一国立銀行保護の姿勢が確認できる。

以上の検討から、検査報告書は確認できていないものの、第一国立銀行に対する検査は小林検査以降、シャンド検査がなされるまでに、1874(明治7)年11月17日の「當銀行貸附元帳御検査」、長岡検査、渡邊検査などが存在していたことが明らかとなる。

また、前述の通り、小野組閉店は新聞報道などで大騒ぎとはなるものの、第一国立銀行の小野組への融資は担保をしっかり取ることができたために、小野組閉店は第一国立銀行の経営に大きな影響を及ぼすものではなかったのである。

そのことは第一国立銀行自体が認識し、さらに第一国立銀行検査により政府も認識していたのである。

6 小括と課題

以上、本稿では明治維新後政府の為替方を担った三井、小野、島田組に対して、その官金取扱いに関する規制(抵當増額令)が、1874(明治7)年に入つてから急速に厳しくなり、同年末には小野組が破綻する過程を確認し、第一国立銀行に及ぼした影響を検討した。

小野組は三井組と共に第一国立銀行の筆頭大株主であり、かつ当主小野善助が第一国立銀行の頭取に就任していた。

そのため、第一国立銀行開業以来、小野組は第一国立銀行より無担保かつ巨額の融資を引き出すことができた。

抵當増額令による小野組の破綻により、第一国立銀行の小野組への債権は不良化し、第一国立銀行の経営を窮地に追い込むことになるはずであった。

ところが、小野組破綻直前、第一国立銀行は小野組に融資額に見合う担保を差し出させることに成功した。第一国立銀行においては、小野組破綻による損害が大きなものとはならないことは小野組破綻直後より明らかであった。

注目すべきは、この小野組破綻直前、直後に第一国立銀行に対する紙幣寮の検査がおこなわれていたことである。

前述した「貸附元帳御検査」であり、長岡検査であり、渡邊検査である。

これらの検査により、当時新聞等では大騒ぎとなった小野組破綻も、第一国立銀行への影響が大きなものにはならないということが、政府においても明らかとなっていたのである。

これまでシャンド検査は、小野組の破綻を契機として、第一国立銀行に対してなされた日本で初めての銀行検査であるという認識がなされてきた。

しかし、第一国立銀行においては開業直後に小林検査が入っていることは既に明らかと

なっている。

さらに今回の検討により、小野組破綻直前・直後にも複数回に及ぶ第一国立銀行への検査がなされており、そこでは小野組に対する融資の健全性に関する検査がなされていたことが明らかとなつたのである。

こうした検討の結果、浮かび上がつてくる問題は、シャンド検査の意義そのものとなる。

小野組破綻直前・直後に第一国立銀行検査がおこなわれていたにもかかわらず、なぜ4カ月もたつてからシャンド検査は実行されたのであろうか。

喫緊の課題である。

*本稿はウェブ出版のため、旧字体の表記に関して制約が存在した。資料に関して、記載されている字体を可能な限り再現すべく努力したが、旧字体の漢字および合字の一部に関しては、そのまま再現することが困難であった。

そのため、それらの漢字に関しては相当する新字体に、合字に関しては相当するカタカナにアミカケをして表記している。

1『明治財政史』第4巻においては「爲替方ノ設置ハ明治元年(慶應四年一筆者)二月十三日三井八郎右衛門、島田八郎左衛門、小野善助ナルモノ會計事務局官金ノ爲替ヲ處辦センコトヲ申請シ之ヲ許可シタルヲ以テ嚆矢と爲ス」(7頁)としていて、政府側から強制的に徵用したのではなく、むしろ商家側からの要望があつての任命であったことが明らかである。つまりは商家の旧幕府への貸付金を新政府が継承する事を期待したものであると考えられる。これは實際、「旧幕府ノ御金蔵御為替銀貸付を太政官御用達諸国御爲替手当金の名儀をもって継承することを三岡八郎から許された」(宮本又次[1970]56頁)ことからも伺える。

2 六號

明治元年十二月十八日

○辰十二月十八日爲換組呼出シ林又七郎殿申渡案其方共此度爲替方御用申付候ニ付左ノ通り可相心得候事

- 一 御用筋ノ儀不限何事無理ナラヌ様可取計事
- 一 市中數十萬戸ノ内人撰ヲ以テ御用申付候儀ハ御用辦ノミニアラス金銀ノ取遣不同ヲ生シ候得ハ萬民ノ難儀ニ係リ候故ヲ以テ萬事公平ノ御處置有之度旁其方共御撰學相成候ニ付其段相辦ヘ下情ヲ篤ト斟酌シ下々引立御趣意貫徹致候様可心掛事
- 一 臨時調達申付候哉モ雖斗ニ付此度壹萬兩拜借申付候條銘々家業一際相勵ミ諸事實意ヲ旨トシ臨機ノ御差支無之様可致事
但六ヶ月毎ニ改正可致事
- 一 憶怠ニ流レ自然御用向勤兼候者出來候ハ、御用被免拜借ノ品取揚嚴重ノ咎可申付其節ニ至リ聊モ御怨ミ申間敷事
- 一 萬一非常ノ御用等申付候節ハ何レヘナリトモ少モ無遠慮愁訴可致事

辰十二月

會計官 朱印

會計官爲替方

鹿嶋清兵衛
小津清左エ門
松澤孫六
鹿嶋清左エ門
倉又左衛門
竹原文右エ門
中井新右エ門
村越庄右エ門
大谷善八
高崎長右エ門
△貳拾一人

田中次郎右衛門
下村正右衛門
鹿嶋利左エ門
青地四郎左エ門
仙波太郎兵衛
高津伊兵衛
後藤長左衛門
小西利右エ門
郡司平八
水野徳右エ門

會計官爲替方御用申付候事

辰十二月
十四日前兩通林又七郎殿御渡シ

(日本銀行調査局[1956](附録)3-4頁)

3 日本銀行調査局[1956](附録)5-6頁。

4 日本銀行調査局[1956](附録)6頁。

5 詳しくは、内閣官報局[1975b]1168-1170頁を参照のこと。

6 この記事は渋沢青淵記念財団龍門社[1955]にも所収されている。

文献一覧

- 五日會[1926]『古河市兵衛翁傳』 五日會
- 池田浩太郎[1962]「官金出納の 展開過程」『成城大學經濟研究』16号, 成城大学
- 井上馨候傳記編纂會[1933]『世外井上公傳』第二卷 内外書籍
- 小野善太郎[1966]『小野組始末』 青蛙房
- 国立公文書館蔵 本館-2A-009-00・太 00384100『太政類典』第二編第百六十二卷
- 澤田章[1978]『世外候事歴維新財政談』 原書房 覆刻原本は 1921 年出版
- 濱澤榮一[1960]『濱澤青淵先生小傳』 同文館
- 渋沢青淵記念財団竜門社[1955]『渋沢栄一伝記資料』第四卷 渋沢栄一伝記資料刊行会
- 白坂 亨[2012]「わが国における金融検査制度の生成過程」日本会計史学会『会計史学会年報』第 30 号
- 第一銀行八十年史編纂室[1957]『第一銀行史』上巻 第一銀行八十年史編纂室
- 東京日日新聞 第八五九号
- 内閣官報局[1974]『法令全書』第六巻-1 原書房 覆刻原本は 1889 年出版
- 内閣官報局[1975a]『法令全書』第七巻-1 原書房 覆刻原本は 1889 年出版
- 内閣官報局[1975b]『法令全書』第八巻-1 原書房 覆刻原本は 1889 年出版
- 日本銀行調査局[1958]『日本金融史資料明治大正編』第三巻 大蔵省印刷局
- 三井銀行八十年史編纂委員会[1957]『三井銀行八十年史』 三井銀行
- 宮本又次[1960]『小野組の研究』第三巻 新生社
- 明治財政史編纂委員会[1971]『明治財政史』第 4 卷 吉川弘文館
- 吉川秀造[1969]『明治財政経済史研究』 法律文化社
- 早稲田大学図書館蔵 イ 14A3401『小野組破産整理ノ件ニ関スル書翰』
- 渡辺盛衛[1963]『得能良介君傳』 印刷局